

## 議案第22号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概要について

### 1 改正する条例 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例

### 2 改正の概要

兵庫県との共同で実施する福祉医療費助成事業について、所得税法の改正に伴い、県の「福祉医療費助成事業実施要綱」において所要の改正が行われることから、本市条例においても同様の改正を行うもの

### 3 改正の内容

条例第1条の2第9号に規定する「所得を有しない者」の定義において、公的年金等に係る所得の算定に、所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除の基準を準用しているところ、平成30年の所得税法の一部改正により、令和2年分以降の適用で、同控除額を引き下げる改正がなされたが、福祉医療費助成事業においては、県の制度と同様に、従前どおり改正前の同控除の基準を準用して所得の算定を行うこととするため、同規定に係る所要の改正を行う。

### 4 施行期日 令和2年7月1日